

令和元年度求職者支援訓練実施計画について

【求職者支援訓練分】

【開始月別日程】

京都労働局職業安定部訓練室

訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和元年	4月	15日	1月15日(火)	1月28日(月)	2月27日(水)	3月19日(火)	3月26日(火)	4月1日(月)
	5月	15日	1月15日(火)	1月28日(月)	3月22日(金)	4月11日(木)	4月17日(水)	4月23日(火)
	6月	17日	2月25日(月)	3月8日(金)	4月24日(水)	5月22日(水)	5月28日(火)	6月3日(月)
	7月	16日	3月25日(月)	4月5日(金)	5月30日(木)	6月19日(水)	6月25日(火)	7月1日(月)
	8月	19日	4月26日(金)	5月17日(金)	7月2日(火)	7月23日(火)	7月29日(月)	8月2日(金)
	9月	17日	5月24日(金)	6月6日(木)	7月25日(木)	8月21日(水)	8月27日(火)	9月2日(月)
	10月	15日	6月24日(月)	7月5日(金)	8月27日(火)	9月17日(火)	9月24日(火)	9月30日(月)
	11月	15日	7月23日(火)	8月5日(月)	9月27日(金)	10月18日(金)	10月25日(金)	10月31日(木)
	12月	16日	8月23日(金)	9月5日(木)	10月30日(水)	11月20日(水)	11月26日(火)	12月2日(月)
令和2年	1月	15日	9月24日(火)	10月7日(月)	11月21日(木)	12月11日(水)	12月17日(火)	12月24日(火)
	2月	14日	10月23日(水)	11月6日(水)	12月20日(金)	1月20日(月)	1月24日(金)	1月30日(木)
	3月	16日	11月25日(月)	12月6日(金)	1月28日(火)	2月18日(火)	2月25日(火)	3月2日(月)

令和元年度開始月別/コース別認定数

上半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)					
		実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	
年	月				介護系	医療事務系	情報系			
令和元年	4月	75	60	15	130	35	20	20	40	15
	5月	55	40	15	90	15	15	15	30	15
	6月	60	45	15	60	15	※2	※2	30	15
	7月	35	35	※2	35	15	※2	※2	20	※2
	8月	45	45	※2	35	15	※2	※2	20	※2
	9月	45	45	※2	35	15	※2	※2	20	※2
合計		315	270	45	385	110	35	35	160	45

下半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)					
		実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	
年	月				介護系	医療事務系	情報系			
令和元年	10月	50	50	※2	75	※2	20	20	20	15
	11月	45	30	15	50	15	※2	※2	20	15
	12月	20	20	※2	35	15	※2	※2	20	※2
令和2年	1月	20	20	※2	20	※2	※2	※2	20	※2
	2月	35	20	15	35	15	※2	※2	20	※2
	3月	20	20	※2	35	15	※2	※2	20	※2
合計		190	160	30	250	60	20	20	120	30

※1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、20%の範囲内で設定します。

※2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 (075-951-7392) にお問い合わせください。

1. 認定単位期間の認定上限値は20名とします。ただし、新規参入枠に係る認定上限値は15名とします。

2. 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で、新規参入枠への振替を可能とします。

3. 実践コースの全国共通分野において、認定単位期間で余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で「その他」分野への振替を可能とします。

4. 中止コースの繰り越しを可能とします。

5. 定員枠の残数の繰り越しを可能とします。

6. 第3四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分については、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とします。

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和元年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。
 つきましては、令和元年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いします。

京都労働局訓練室

訓練種別	訓練分野番号	訓練分野	指定来所日																		
			令和元年									令和2年									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
基礎コース			第3火曜	×	21日	18日	23日	20日	24日	29日	19日	24日	21日	18日	17日	21日	19日	16日	21日	18日	×
実践コース	02	IT分野	第3水曜	×	15日	19日	17日	21日	25日	23日	20日	25日	22日	19日	18日	22日	20日	17日	22日	19日	×
	04	医療事務分野																			
	05	介護福祉分野																			
	03	営業・販売・事務分野	第3木曜	×	16日	20日	18日	22日	19日	24日	21日	19日	23日	20日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	×
	11	デザイン分野																			
	06	農業分野	第3金曜	×	17日	21日	19日	23日	20日	25日	22日	20日	24日	21日	23日	17日	22日	19日	17日	21日	×
	07	林業分野																			
	08	旅行・観光分野																			
	09	警備・保安分野																			
	10	クリエイト（企画・創作）分野																			
	12	輸送サービス分野																			
	13	エコ分野																			
	14	調理分野																			
	15	電気関連分野																			
16	機械関連分野																				
17	金属関連分野																				
18	建設関連分野																				
19	理容・美容関連分野																				
20	その他の分野																				

※赤字部分は指定来所日を変更しています。